

船舶事故等調査報告書

平成22年7月29日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010門第57号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年3月2日 07時30分ごろ	
発生場所	鹿児島県屋久島町 一湊灯台から真方位038.2° 2.18海里付近 (概位 北緯30° 29.9′ 東経130° 31.4′)	
事故等調査の経過	平成22年4月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第八幸生丸、4.5トン KG3-9133（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 米丸、4.2トン KG3-9756（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士 B 船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	A なし B 左舷中央部外板き裂	
事故等の経過	A船は、船長1人が乗り組み、一湊灯台北東方沖を約4.3ノットの速力で手動操舵により北進中、B船は、船長1人が乗り組み、船首をほぼ西北西に向け漂流して操業中、平成22年3月2日07時30分ごろ、A船の船首部とB船の左舷中央部が衝突した。 両船は、操業後、それぞれ自力で志戸子漁港に帰航した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風 なし、視界 良好 海象：海上平穏	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、一湊灯台北東方沖を北進中、船長Aが魚群探知機を見ながら前方を見ることなく航行したため、B船に気付かなかったものと考えられる。 B船は、漂流しながら操業中、A船の接近に気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、一湊灯台北東方沖において、A船が北進中、B船が漂流して操業中、両船が適切な見張りを行わなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	